

きりしんフリーローン「WEB 完結型」（しんきん保証）

（2025年12月1日現在）

1. 商品名（愛称）	きりしんフリーローン「WEB 完結型」
2. ご利用いただける方	当金庫の会員資格を有し、以下のすべての条件を満たす個人のお客さま ① 当金庫に普通預金をお持ちの方 ② 安定継続した収入がある方 ※自営業者の場合、現在の業種での確定申告実績があること。 ③ 申込時年齢が満 20 歳以上の方で完済時の年齢が満 75 歳以下の方 ④ 日本国籍を有する方、または日本国籍以外で永住者または特別永住者の方 ⑤ 運転免許証または個人番号カードをお持ちの方 ⑥ 当金庫との取引または当金庫が提携する外部信用情報において、不良な情報がない方 ⑦ 当金庫および（一社）しんきん保証基金の審査基準により審査し、貸出が適当と認められた方
3. 資金用途	原則自由（おまとめ資金も可。ただし、事業資金・転貸・投機・投資目的・納税資金等は除く）
4. お借入金額	1万円以上500万円以内（1万円単位）
5. お借入期間	3ヶ月以上10年以内
6. 担保・保証人	不要（保証会社である（一社）しんきん保証基金が審査のうえ保証します）
7. ご返済方法	・元利均等返済 （お借入金額の50%以内の元金について6ヶ月ごとのボーナス増額返済とすることも可能です） ・元金据置は不可となります。 ・返済日は、ご都合に合わせて選択いただけます（ただし、毎月一定の日となります）。
8. 金利	・固定金利 ・しんきん保証基金の審査結果により、ファーストレート・セカンドレート・サードレート・フォースレート・フィフスレートの5段階の金利の中から決定します。 ・現在の金利については、店頭またはホームページでご確認ください。
9. お申込時にご用意いただくもの	① ご本人であることを確認できる運転免許証 ※運転免許証をご用意いただけない場合は個人番号カード ※日本国籍以外の方は、上記本人確認書類に加えて在留カードまたは特別永住者証明書をご用意ください。 ② ご本人の年収を確認できる書類の写し ・公的所得証明書・源泉徴収票・確定申告書等 ただし、保証金額が50万円以下の場合は不要 ※勤続2年未満の給与所得者の方に限り、給与明細票(写)でも代替が可能です。
10. 手数料・保証料	・諸費用は、別途ご負担いただきます。 ・保証料は金利に含まれています。

次頁に続きます。

<p>11. 苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-277-622）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）（以下「東京三弁護士会」という）または群馬弁護士会（電話：027-233-4804）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
-------------------------------	---

◎ ご融資に際しては事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承下さい。